

**小中学校規模等適正化地域説明会**

問 小中学校教育課 ☎(55)7136

小中学校の規模等適正化について説明会を行います。

**【八開地区】**

▼日時／9月21日(土)午前10時

▼場所／八開中学校体育館

**【立田地区】**

▼日時／9月21日(土)午後2時

▼場所／立田体育館

**ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金**

問 児童福祉課 ☎(55)7118

▼内容／ひとり親家庭の父または母および児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し対象講座を受講する場合に、給付金を支給(要事前相談)

▼対象者／ひとり親家庭の父または母および児童で、父または母が児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にある方

※末子の年齢が20歳未満

※過去に支給を受けたことがある方は対象となりません。

**▼支給額／**

・受講修了時給付金

対象講座の受講料の2割相当額

(上限10万円、下限4千円)

・合格時給付金

対象講座の受講料の4割相当額

(受講修了時給付金と合わせて15万円が上限)

**幼児教育・保育の無償化**

10月より3歳から5歳児までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する児童の利用料が無償化されます

問 児童福祉課 ☎(55)7118

▼対象者／幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児までの児童

※通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収300万円未満相当世帯については、副食代(おかず・おやつなど)が免除されます。

0歳から2歳児までの児童は、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

※市外の幼稚園に通っている方で、認定申請書を提出していない場合は問い合わせ先へご連絡ください。

**◆幼稚園・認定こども園などの「預かり保育」について**

無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※「保育の必要性の認定」の要件については、就労などの要件(認可保育所の利用と同等の要件)が必要です。

**母子家庭等自立支援給付金**

問 児童福祉課 ☎(55)7118

ひとり親家庭の父または母が、就職に役立つ技能や資格の取得のため講習を受講する場合や、養成機関で修業す

る場合などに、給付金が支給されます。

※講座を受講する前に、事前相談のうえ、講座の指定を受けることが必要です。支給を希望される方はご相談ください。

▼対象者／ひとり親家庭の父または母で、児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にある方

※末子の年齢が20歳未満

※過去に支給を受けたことがある方は対象となりません。

**【自立支援教育訓練給付金】**

雇用保険制度の教育訓練給付金の対象として厚生労働大臣が指定する講座の受講を修了した方に支給されます。

**▼支給額／**

① 一般教育訓練・特定一般教育訓練対象講座を受講する場合  
対象講座の入学料および受講料の6割相当額(上限20万円、下限1万2千円)

② 専門実践教育訓練対象講座を受講する場合  
対象講座の入学料および受講料の6割相当額(修学年数×20万円が上限、最大80万円、下限1万2千円)

いずれの給付金も雇用保険制度で教育訓練給付金を受ける場合は、その給付金との差額

**【高等職業訓練促進給付金】**

就職に必要な資格を取得するために、1年以上養成機関で修業する方に支給されます。

▼対象資格／看護師(准看護師)・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療

法士など

▼支給期間／修業期間の全期間(上限36か月)

※修業期間の途中で申請された場合は、修業当初からのさかのぼり支給はできません。

**▼支給額／**

市民税非課税世帯 月額10万円  
市民税課税世帯 月額7万5千円

この貸付金は、取得した資格を活かして一定期間修業を続け、支給要件を満たした場合に償還が免除されます。

**就学前の障害児の発達支援無償化**

問 社会福祉課 ☎(55)7115

3歳から5歳児が児童発達支援事業所などを利用する際の利用者負担が、10月から無償化されます。対象者には後日通知します。

**【対象期間】**

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間

**【対象施設】**

- ・ 児童発達支援事業所
- ・ 医療型児童発達支援事業所
- ・ 居宅訪問型児童発達支援事業所
- ・ 保育所等訪問支援事業所
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設